

令和 7 年 3 月 24 日  
沖縄振興開発金融公庫

次世代法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について

標題について、別紙 1 のとおり策定しましたので、次世代育成支援対策推進法第 12 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条第 5 項の規定に基づき公表します。

また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 20 条第 2 項の規定に基づき、女性の活躍に関する情報を別紙 2 のとおり公表します。

(お問い合わせ先)

沖縄振興開発金融公庫  
総務部 総務課  
電話：03-3581-3241

令和7年3月24日  
沖縄振興開発金融公庫

## 次世代法及び女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

仕事と子育ての両立を図り、また、女性が活躍できる働きやすい環境整備に努め、すべての職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のとおり行動計画を策定する。

### 1 計画期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間

### 2 内容

#### ◆ 目標1

令和7年4月施行の改正育児・介護休業法の内容を含め、仕事と子育て等の両立を支援するための休暇制度等の更なる認知度向上を図り、働きやすい職場環境の整備をする。

<取組内容>

令和7年4月～ 休暇制度等の一覧を社内掲示板に掲示（定期的な情報提供）

#### ◆ 目標2

育児休業を取得し、又は子育てを行う職員への意識啓発活動を継続的に実施する。

<取組内容>

令和7年4月～ eラーニング等を活用した自己啓発の推進、成長機会の提供

#### ◆ 目標3

職員の子どもが職場を見学できる機会を継続的に提供する。

<取組内容>

令和7年4月～ 本店において「こども参観日」の実施等、職員の子と触れ合う機会を設定

#### ◆ 目標4（女性活躍推進法に基づくもの）

令和8年4月1日までに管理職に占める女性職員の割合を18%以上とする。

女性活躍推進法及び男女共同参画基本計画等を踏まえて適宜見直すこととする。

<取組内容>

令和7年4月～ ① 管理職育成を目的としたキャリア形成支援

- ・ 外部機関への派遣、外部交流機会の拡大
- ・ 管理職研修の受講対象者に管理職候補者層を追加
- ・ eラーニング等を活用した自己啓発の推進、成長機会の提供

② 就業継続が可能な環境の整備

- ・ テレワークの活用や仕事と子育ての両立支援制度など、柔軟な働き方を可能にする制度の活用と拡充を図る
- ・ 産業医及び保健スタッフによる仕事と健康課題の両立支援

以上

(別紙 2)

令和 7 年 3 月 24 日  
沖縄振興開発金融公庫

## 女性の活躍に関する情報公開

女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

令和 6 年度に採用した労働者に占める女性労働者の割合

(総合職) 43%

(非常勤) 58%

以上